

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄・北方対策庁 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43398

沖繩復帰準備をめぐり対米交渉

1. 沖縄復帰準備をめぐる対米交渉について
(外務省 45.2.3 北米1)

1. 沖縄返還協定交渉における各府関係事項について
(45.4.23 北米1)

沖繩復帰準備をめぐる対米交渉について

昭和四五、二、三
外務省

日米協力の要

佐藤総理・ニクソン大統領の共同声明により、「アメリカがすでに沖繩を手離した。従つて日本側は一方的に對沖繩施策を進めることができる」という誤解が間々政府各省の間にさえみられる。このことは単にアジア政策の転換を含む内外の難問の山積みに悩む誇り高い米国人の心理を見誤つているのみならず、今後長期にわたり沖繩基地を中心とする米国の在極東抑止力に依存する日本の安全保障上の眞の利益を無視するものである。復帰準備過程の不幸で日米間にしこりが残ることとなれば、貿易経済問題の解決にも悪影響を及ぼし、歴史上誇るに足る総理・大統領の沖繩返還決定をめぐるステーツマンシップの成果は多く失われ、ひいては七〇年代の両国関係を毒することとなるおそれすらある。

裁
無期限

従つて沖繩復帰準備に當つては、わが国側が特に對米關係について細心の注意を払い、常に米側の納得の上で段取りを進めることは、一部の謬見のごとく「対米卑屈」ではなく、逆に日米協力のありべき姿からの当然の帰結であり、かかる観点より、政府關係各省庁の緊密な協力、特に對米關係における各省庁の一方的行動の自制が国益上きわめて肝要であることは言をまたない。

二、 復帰準備委員会

右の精神の第一の具体化は、共同声明により、近く（二月中旬を目途）那覇に設置される復帰準備委員会の運営ぶりにかかつている。委員会は東京の日米協議委員会の定める大枠の下で、現地での復帰準備に関する唯一の日米間の協議調整チャネルとして、沖繩での地位協定の適用準備及び施政権の移管準備を仕事の二大支柱として行なうこととなる。仕事の前者は、日本にとつても米國にとつても安全保障上重大な価値を有する米軍基地の機能維持、

後者は四分の一世紀の間続いた米国の施政の総決算、かつ、いずれも沖縄百万県民の利害と福祉と至大の関係を有するといふ点でそれぞれ両国の利益と名譽とに直接かかわるものである。このために政府は、今般準備委員会に対する日本政府代表及びその補佐官に外務大臣の直接指揮する練達の外交官を充て、委員会の日常活動の場たる各専門部会へ右の二大事業を中心に設置して、総理府総務長官所轄下の現地出先機関と生きた連繫協力の下にこの事業に当らしめることとしたものである。一部には委員会の活動を最小限とし、単に右出先機関が一方的に復帰準備施策を進めうるよう米側より包括的委任を取付けることに止めようとの見解があるが、右は上述来の見地より誤りであるのみならず、二十五年に及ぶ施政権分離のもたらした現地の複雑な実体よりして不適當であることはいうまでもない。

他方委員会の運営に當つて、復帰準備施策のすべて、特に対琉

3

球政府指導の細目まで委員会を取扱えないことは言をまたず、また現地の米国籍が今後一年や十八カ月は今のまま残るとしても、それ以後一九七二年に近付くにつれて急速に薄らいで行く（後述）の返還協定署名の時が転換期と思われる。）とともに、委員会の事業も減少して行くことは当然であるので、常に弾力的態度を保つべきである。

なお、百万県民の福祉を最大限に守るため委員会の顧問たる琉球政府主席及びその補佐者の発言は極力尊重すべきことも勿論である。

三、沖縄返還協定締結交渉

本交渉は東京で行なわれるが、目下三月開始を目的として準備を進めている。協定の内容は、米国による対日平和条約第三条に基づき権利の放棄、安保条約、地位協定等わが国が当事国である条約の沖縄への適用確認、施設・区域の提供等のほか今後の対米

4

折衝の結果米露と國際政策により取極めることが必要となる諸事項が盛られることとなる。〔奄美、小笠原の協定の場合は、通貨の交換、財政、郵便、公有財産の引継ぎ、対外債務の決済、対米請求権、米施政下の法律行為の効力、裁判の効力等についての規定が設けられた。〕いずれにせよ、沖縄現地の実体の複雑さ、及び同じ実体を対象とする前述の復帰準備との関係において、協定内容については慎重に検討して行くべきことはいうまでもなく、また同じ理由から、交渉期間は相当長期（一つの見方では一年以上も）にわたらざるをえないであろう。

本交渉においても最大限の日米理解とともに、複雑な実体に直接関係する各官庁との緊密な連絡が必要なことはいうまでもない。協定署名の上は、総埋府総務長官を中心として作成する沖縄復帰に伴う暫定措置法案及び沖縄経済開発法案（いずれも仮称）とともに、国会に提出されることとなるが、一九七二年中なるべく早

5

い時期に復帰を実現するとすれば、その前年末までには承認をうける必要も検討されよう。ともあれ、提出時期については今後の種々の要因を勘案して、慎重に決定すべきことはいうまでもない。なお、米露においては、奄美、小笠原両協定の場合と異なり、本件協定を上院に提出するか否かの問題があるが、ニクソン大統領は現時点では方針を決めておらず、今後も慎重考慮するものと伝えられている。

四 復帰に至るまでの施政について

復帰実現まで米露が施政の責任を有するが、同時にわが国の発言力がますます高まり、実質的に施政につき米露を援助して行く必要が増大すること予想される。特に最近の全軍労ストライキのごとき事態の頻発は、長期的にみて円滑な復帰実現の障害となるので、その防止ないし中和に当つては、日米間の緊密な協力体制が不可欠であり、今後政府としては、上述のように米露の納

6

得をえつつ、漸次かかる体制を樹立して行かなければならぬ。この点復帰準備委員会そのものの活動とは一応別に、わが政府代表はじめ各政府出先が米高等弁務官とともに果たすべき役割りが大きいものと考えられる。同時に政府としては、二十五年にわたる施政分限の結果、本土と相当異なる様相をみせている現地の民心、特にマスコミ及び急進団体の左翼的言動が、表面きわめて強盛な現状に十分洞察を加え（本土の昭和二十年代初期の数年の事態と類似している。）今右のかけに埋もれている沖縄の良識が、単に本土政府に面従腹背する「右寄り階級」としてではなく、真に力強く出現して来りよう、左翼に対する理論武装の育成指導を含み忍耐強く手を打って行くべきであろう。これは予想される國政参加選挙、基地反対闘争（現地左翼は基地借地契約の本土政府への切換え時の大規模な妨害闘争を長期目標としている。）及び復帰に関連する県知事及び県議会選挙等、内政と対米関係の複

雑に絡んだ問題について特に必要と考えられる。右に関連して、現在の屋良政権の果たすべき役割りとその有用性も冷静に評価して、同政権に対する指導を検討することは重要であろう。

秘
無期限

(Draft)

6.3.70

Press Guidelines

1. The Minister and the Ambassador met today on the subject of the reversion of Okinawa. They recognized that the work preparatory for reversion, including preliminary discussion on the Reversion Agreement, is proceeding smoothly, and agreed to further expedite the negotiations through diplomatic channels on the multifarious matters of substance in all fields relating to the Agreement. To this end, they decided to continue to hold, from time to time (Note 1), meetings between themselves to review the progress of work at the official (Note 2) and expert (Note 3) level and decide on further steps to be taken towards the goal of accomplishing reversion in 1972.

(Note 1) Average of once a month

(Note 2) Foreign Ministry - U.S. Embassy

(Note 3) e.g., Finance Ministry - U.S. Treasury,
Defence Agency - U.S. Forces

2. At today's meeting, the Ambassador submitted to the Minister the views of the U.S. Government concerning the negotiations related to reversion.

- 2 -

(Gist of U.S. Views)

The Minister agreed to their study.

(N.B.) The Minister is expected further to inform the press that the Ministry has formed a working-level Reversion Agreement Negotiating Team led by Counsellor Okawara and composed of Division Heads and their staff from the Bureaus concerned.

秘 録
無 期 以
15 部 内 局
5 号

沖縄返還協定交渉の在り
各府県庁事務に付

45.4.23
米. 北一

総務府が各府県地方官合議を以て
取り進めるに 沖縄返還協定交渉に

在り各府県事務の在り 別紙の
とあり 参考なり。

在り 別紙の 在り 各府県事務の在り
1. 在り 在り 在り 在り 在り 在り

2. 在り 在り 在り 在り 在り 在り
在り 在り。

秘 録

番号別	名	項	備	考	点
法務省関係	(1)	裁判の効力	○米国の裁判所の確定判決（民事、刑事）の取扱い		
	(2)	裁判所に係属中の事件	○日本の裁判所に係属中の事件（民事、刑事）の取扱い		
	(3)	裁判所が受理している事件	○裁判所が受理し、処分すべき事件の取扱い		
	(4)	非社会課、USOARR条約の効力	○裁判手続及び係属中の事件の取扱い		
文部省関係	(5)	国民社会によつて生じた効力の取扱い	○本土法にない裁判所で成立された法人（たとえば瑞銀等）の取扱い		
	(6)	占領後米國が取得した権利及び義務	(1) 米國が裁判管理権に基つてなした財産管理上の処分 の効力 (2) 米國が占領権取得し管理している財産の取扱い (3) 米國が占領後取得した所有権に依る債権の取扱い（本土に上、地上権化となり入れるか、賃借権化となり入れるか、又は、特別立法措置を講ずるか、）		
	(7)	恩赦の効力	○高等弁務官が恩赦委員会の報告により行なつた恩赦の効力の取扱い		
	(1)	旧國府財産の承継	○遺棄者たる米國によつてなされた貨物、郵便物の取扱いの取扱い		
厚生省関係	(2)	米が救済警察の処理	○米國の財政支出を等による資産の処理		
	(3)	通貨の切替	○米國內、外にわたつアメリカ人受取の取扱い		
	(1)	著作権の取扱い	○請求出管により取戻された米人著作物の取扱い（保護を認めない）		
	(2)	アメリカ人受取の取扱い	○請求の身分、譲渡、譲渡の取扱い		
農林省関係	(3)	米米文化会館の処理	○喪失物の取扱い、資産の処理		
	(4)	琉球大学財団	○移管先、移管方法等		
	(1)	米米公社の整理運営	○米米米米公社の移管もしくは給付水取給		
	(2)	米米米米公社の整理運営	○米米米米公社の移管もしくは給付水取給		
農林省関係	(1)	米米米米公社の整理運営	○米米米米公社の移管もしくは給付水取給		
	(2)	米米米米公社の整理運営	○米米米米公社の移管もしくは給付水取給		
	(3)	米米米米公社の整理運営	○米米米米公社の移管もしくは給付水取給		

通 商 省 関 係 ※(1) 電力公社の管理移管 ※(2) 石油商戦に係る資産の買収 ※(3) 肥後金庫公社の管理移管 ※(4) 陸奥銀行の株式会社下げ脚 ※(5) 外資系企業への処理	(1) 移管の申し、貸付制度
(1) 対米運送貨物サービス (2) 貨物運送貨物に対する保 守及び運用サービス (3) 米軍が支配する有線電気 通信設備 (4) 無線電波の開放等 (5) 米国防務放送局の取扱い (6) 航空関係無線局の取扱い (7) 無線周波数帯域の移管 (8) 「米陸及び琉球列島間の 郵便為替片種交換について の協定」に基づき利 益の系統 (9) 「日本本土と南西諸島と の間の郵便為替の交換に 関する協定」の締結 (10) 奄美群島の郵便に付する為 替料金の改定	○米軍に付する電氣通信サー ビス管轄の取扱い ○米軍所有の設備に付する保 守及び運用サービス管轄の 取扱い ○有線電気通信法上の取扱い (在日米軍と同様とするか) ○米軍管轄の無線電等につ いての取扱い ○米国の私設非電送局、文化 情報局、文化情報局、文化 放送局、米軍用放送局の取 扱い ○航空関係無線局等に航空 交通管理用無線の運用管理 についての取扱い ○1957年以降米軍が行なつ ている無線周波数帯域及び 無線機の移管 ○本協定に基き琉球列島が米 国のためにより交換した為 金に換る法は請求権の処理 (本協定は協定後1/2 月通知力を有するので、通 告の期限に上つては、後 者同協定に基き利益の系統 の問題が生ずる。) ○本協定の締結及び協定に 付する郵便料金の改定
※(1) 航空空海の移管 (2) 航空機調達の移管 (3) 航空保安施設運用局の 移管 (4) 飛行機保安責任の移管 (5) 航空情報施設(沖縄エ リンク)運用局の移管 ※(6) 航空施設の移管 (7) 水先制度の一体化	(1) 航空機センター (2) レーダー、アラーム、 コントロール (3) 航空飛行機整備局 ○航空保安施設の移管責任 ○管理施設の移管、空路の 処理 ○航空機調達の改正による 本土内産品との一体化

<p>(8) 本土・沖縄博覧会施設の建設 建設費</p> <p>(9) 気象観測施設の取扱い</p>	<p>○本土・沖縄博覧会施設の建設費</p> <p>(1) 本市の博覧会施設の取扱い (2) 博覧会施設の気象観測施設の取扱い (3) 本土気象観測台内にある米軍施設の取扱い</p>
<p>臨時の取扱い等</p> <p>(1) 臨時の取扱い等 の取扱い</p> <p>(2) 米軍施設内における測量 の取扱い</p> <p>(3) 米軍施設の基準点及び米 軍施設の資料の取扱い</p> <p>(4) 地地下水道の取扱い</p> <p>※(5) 軍用道路の管理取扱い</p> <p>(6) 河川、海軍等に係る工作 物の取扱い</p> <p>(7) 埋立の取扱い</p> <p>(8) 渡路、河川、海軍等の官 庁に属する資料で、米軍 が保管中のものの取扱い は別表</p>	<p>○ 基準点の測量等、当該基準点の測量成果及び測量結果の正本、単位原図等の取扱い</p> <p>○ 測量のため、軍用地内への立ち入り及び空中写真の撮影を本土並みとすること</p> <p>○ 測量実施上必要なる米軍施設の基準点及び標高、測量成果が作成した空中写真、標高等の資料(測量簿、測量簿、測量簿の複製資料を含む。)の使用、閲覧</p> <p>○ 軍用道路を本土の道路法に基づき取扱いすること</p> <p>○ 米軍施設の河川、海軍等に係る工作物の施設を河川法及び海軍法等の体系下におくよう取扱いすること</p> <p>○ 住宅命題の取扱い</p> <p>○ 水埋、水文に属する資料、測量に属する資料等の取扱い又は複製</p>
<p>防衛に属する事項</p> <p>(1) 防衛に属する事項</p> <p>(2) 米軍基地施設の引渡取扱い</p> <p>(3) 米軍使用の施設、区域の 決定、提供手続</p> <p>(4) 軍用施設利用計画及び形 態</p> <p>(5) 航空交信設備の取扱い</p> <p>(6) 米軍基地部分の補充補修等 請求書の取扱い</p>	<p>○米軍基地施設のうち、自衛隊が引き続き取扱い又は共同使用可能なものは、自衛隊が引き続き取扱い又は共同使用可能である。</p> <p>○米軍基地部分の補充補修等請求書の取扱い</p>

(注) 大蔵省より※印を戴したものは、いつれも日本側の借入金債権もあつて、これらは一括して「米軍所有資産の承認問題」として扱ひすればよい、との意見が示されている。

(対策片第1案)

なお、今回発表の施策及び今後
発表する施策並みに総合用発

達団に同じ、立法措置と要する事
項については、暫定、特例法あよ

び振興用発法として明年中に
返還協定と同時に国会審計
(註)

を計ることと予定している。

註 外務省修正。

「^{心(新案)}明年^{心(新案)}」と予想される返還協定の
国会審計と同時に

(対策片第2案)

なお、政府は国会の議決を要す
る(1)施政権返還協定、(2)今回発

表した施策を含めて本土法令の適用
に伴う暫定特例措置^{心(新案)}に同じ

る立法及び(1)沖畿の皇情社会の
南茨茨展とは分るたのの施策の推

進に関する立法を一括して明年中に
国会に提出することを目途^{心(新案)}として

の準備を進めたいとする。

極 秘
その内容

PMIA関係

3/28

牛佐長 北一農

沖能近邊交渉の現状と意思(等)

- 局内参考用 - 4.5.9.21

牛佐一

(一) 各条項の非公式証(出) (加) 不確定要素を以て)

- 1. 意思協定関係 1
- 2. 肉連事項関係 4
- 3. 領外準備関係 6

1. 意思協定関係

(1) 項目関係 (4/4 米側案あり)

(1) 比較の進捗が予見されず

(a) 前文 (PMIA) 関係 (加) 拒行証

(b) 米側別列目致意 - 同上

(1) 結果的協定の適用 - 条約関係検討中

(2) 米側別列目致意 - 条約関係、法務省検討中

(3) 表物関係 - 同上

(4) 肉連事項を要する事項

(a) 施設区域の確保 - PMIA関係検討中

土地取得関係の予見が不明確
自備の施設(3.10.10) IS 米側別列目致意
(4.2.31)

(b) VOI - 郵政省と関係検討中 (法務局と)

協議の進捗、米側の態度確認を要す

(c) 請求権 - 大蔵・法務・外務省と関係検討中

9/14 米側別列目致意 (加) 拒行証
折衝に入らざる (注)
(要約)

(1) 軍用地復元補償、請和前人身補償

等関係の検討進捗が不明
調査完了、請求権の不行の賠償
標準補償、基地公室、軍用地復元

協定（その他）の署名の準備項目
 米側は要約書（合理的な）
 12月11日、米側は協定を署名し、協定が
 否米側からの行政長官署名を待てる
 12月11日、米側は協定を署名し、協定が
 上の問題の解決に協定を署名し、協定が
 EUCIT 協定の署名に協定を署名し、協定が

(1) 目下見通し不明の事項
 (a) 米側電報の引継ぎ — 協定本文に付す
 (米側電報の引継ぎ)
 要約書と米側電報、大蔵省の協定を
 決定して（2）に付す。必要
 評価作業等々と同様に要約書

(b) 国有財産返還 — 琉球政府の国有財産返還
 11月、公文書発行の引継ぎ等（1）に
 付す。要約書に付す。

(c) 寄附返還 — 1972年4月1日以前に返還された寄附物の返還
 11月、公文書発行の引継ぎ等（1）に
 付す。要約書に付す。（下記（2）（b））

(2) 尚問題点
 (a) 別途合意の問題 — * 米側との協定を待てる
 11月、公文書発行の引継ぎ等（1）に
 付す。要約書に付す。

合意（1）に付す。米側は協定を署名し、協定が
 11月、公文書発行の引継ぎ等（1）に
 付す。要約書に付す。

(1) 別途合意の問題 — * 米側との協定を待てる
 11月、公文書発行の引継ぎ等（1）に
 付す。要約書に付す。

(2) 尚問題点
 (a) 別途合意の問題 — * 米側との協定を待てる
 11月、公文書発行の引継ぎ等（1）に
 付す。要約書に付す。

との個別交渉による解決が第一
 考慮^{あり}と見なされ

(2) 航空関係 — 日米航空協定及び交渉の
 一環と見られるが、基本方針に基^て（^{1946年}）
 の作成進捗^{（9月）}は、半制上呈示の^{（1946年）}
 見送り。以後は、ICAO-ALP-9-交渉の
 筋を正す、措置（2行）と見られる。

(3) 地位協定適用関係 — JTGは進捗の
 あり、(1)施設区域関係は早急の調整
 王進^{（1946年）}進し、年末迄より見込み的措置施設
 に関する対策が、(2)政治的要素を
 施設に212の外交に、然し、(3)212
 15JTG)適用は、早急に進捗を^{（1946年）}
 と412272を合せし、要路にX3あり
 (年内進捗)

(4) 管轄関係、(1)米側^{（1946年）}施設交渉
 322の^{（1946年）}進捗は、(2)進捗ありと見られ、現地
 2143自治体適用 実施準備は、12月1日
 1日あり、米側と合意、322進捗あり、(2)428
 本312適用の問題あり、^{（1946年）}（1946年）
 外務省

(4) 沖繩防犯問題 — 日米防犯当局の協議は進展し
 713あり、米側地対各マールの展開は727あり
 正す、322具体的には那覇空^{（1946年）}航基地の
 列強自衛隊施設に米側^{（1946年）}進捗あり

(5) その他 — (1)通関手^{（1946年）}協定本文に入
 要あり、(2)と見られるが、大蔵省との調整
 要あり、(3)財政協定交渉の進捗、(4)米側との交渉
 増進との関係)

(6) 米側記帳簿等 — 土地所有
 関係等の調整は、米側との交渉
 関係等土地関係の要あり。

(7) 琉球自治^{（1946年）}関係 — 大蔵
 自治、外務省との調整の上、取柄の決定
 の要あり、(9月) 16日15日現地調査あり

3. 復讐準備関係

(1) 米民の権利の対日移管 — 米側正す
 当方の復讐準備委員会との関係
 正す、(2)米側、10月17日委員会
 関係の上で解決せしめられた。

(2) 復讐準備関係 — 日米政府の現地にあり
 措置案 — 46年度予算執行とも関係し
 土地関係は、^{（1946年）}（1946年）

二相の措置のつき集例の原則的
 合意を待たず(モあり) 日下対策と
 検討中 (10月下旬) 日本協定案の
 用途より上 押込 12月と然らざれば(と云ふ)

(3) 現地に於ける地位協定適用準備 - 行政
 施設等の沙汰出先井内(内)改定
 管務管理準備 井内(内)改定
 12月迄 12月迄 (国内調整)
 12月迄 12月迄 (上記)
 (3) (4) 号迄)

(注) 外務・外務方は 12月迄
 12月迄 (12月迄) - 行政 施設等
 12月迄 12月迄 12月迄

(4) 暫定措置法立案 - 10月迄 12月迄
 (2) 各省の所管事項に つき 7月-7月迄
 12月迄 12月迄 (12月迄)
 全般の立案に つき 12月迄 12月迄

沖米協定 11.20

11月 9.30



沖縄返還諸問題点

昭和45.11.9
 アメリカ局北米第一課

1. 当面の要検討問題

- (1) 愛知、マイヤ一會談 (議題・運営) 返還協定: 謝
- (2) 協議委員会 (同上) (VOA)
- (3) 臨時国会対策 (別紙参照) 12月迄
- (4) STG本會議 (議題・運営) 12月迄
- (5) 屋良主席諸要請の取扱ひ (フリートーク等)

2. 返還協定交渉関係

- (1) 各項目進捗状況
 (テキスト・問題点一対内対外・タイミング・国会対策・啓発)
- (2) 前文・施政権返還・日米間条約の適用
- (3) 施設区域提供
- (4) 請求権 大抵は12月迄
- (5) 作為、不作為 12月迄
- (6) 裁判関係
- (7) 財産引継ぎ - 在沖米資産・国県有財産・その他
- (8) 経済・財政規定 - 通貨・施政赤字等

12月迄

9月 11.10

12月迄

- (1) 別途合意の問題
- (2) 発効規定
- (2) 同上関連事項
 - (イ) 在沖米企業 - 各省検討ぶりの促進(自由貿易・米3国)
 - (ロ) V O A
 - (ハ) 民間航空関係 - 12月及びその後の航空交渉との関連
- (3) その他要検討事項
 - (イ) 諸時期 - 協定署名・国会提出・発効
 - (ロ) 諸啓発 - 対本土・沖縄・米
 - (ハ) 対第三国関係 - 韓・台・比等

3. 地位協定適用準備及び防衛関係

- (1) 全般 - S T G 利用法
- (2) 施設区域 - 今後の交渉方針とタイミング
- (3) 労務 - グリーン・復帰準備案・労組対策・米3国
- (4) 特殊分野 - A T C・通信・電波・海底ケーブル・F B I S・NAVAIDS・記念碑等
- (5) その他の分野
- (6) 防衛問題 - 本交渉等との関連づけ
- (7) D F A A 現地出先機関

4. 復帰準備関係

- (1) 準備委員会 - 今後の運営方針(特に地位協定小委)
- (2) 諸問題
 - (イ) 対米交渉 - 本土米供与・文化センター・国県有地使用・施政赤字・未完成プロジェクト・国政援助
 - (ロ) 対内調整 - 原潜放射能対策
 - (ハ) 今後の日政準備措置 - 11月20日閣僚協議会等
 - (ニ) 国内諸措置準備状況 - 暫定措置法・経済開発法

5. 尖閣諸島

極 秘
無 期 限
7 部の内
2 号

アノノ局長

アノノ

字長 稲長 北村利博

大河原. 2+18- 会議 議題 (案)

45. 11. 13

米七-

1. 会議 打合せ

(1) 愛知. 2代-

(1) 協議委員会 議題

(1) 運送協定 関係

(1) 施設区域 関係

(2) その他 (注)

(注) W.A. 在沖米企業等 (全武時) 他 (大匠) 協議
決定 20. 22. 2, 24 日 行

(2) 協議委員会

(1) 凡 如 外 能 移 行 合 意 承 認

(2) 11A20日 関係 協議 会 事項 (小中大匠 均 均)

GA-6

外務省

2

(1) 46年度 自取 撥助

(2) 74-1-7 (小中大匠 均 均 均 均 均)

(注) 全武時 15. 12. 外取 結果, 11. 13. 日 (1)
の 合 意 の 大 旨 に 基 づ け 決 定 行 動 中 の
議 題 一 覧 表 等 送 付 中

20. 22. 2, 24 日 行

2. 地位 協定 適用 関係

(1) 労務 関係

(1) 74-1-7 日 決 定 後 決 定 中

(2) 労務 関係 復 帰 準備 計画 - 74. 11. 13. 日 決 定 中
(日 行 中)

(2) 施設 区域 関係

(1) 主 要 要 道 施 設 (日 王) - 特 別 那 覇
空 港 の 運 送 管 理 状 況

(2) 同 時 運 送 状 況 の 不 可 行 性 (新 設 案 照)

(3) 施設 別 検 査 手 続 (A) 施 設 別 検 査 手 続 (B) 決 定
検 査 (被 査 小 事 業 者 等 合 意 審 査) (C) 決 定
地 元 事 務 等 と 係 連 検 査 (74. 11. 13)

GA-6

外務省

(3) 臨座 4-7ル - 当分のとつ問題 (既成事実作り)
と 絶対緊急 入手の要

3 屋良主席 ツーホク 3項の 処理 派々
米側 の 牙 之 在 用 せ 71 協議

4 米側 国へ 3項
EOA, 航空 「ツーク」 等, と 0 地

秘 録
無 期 限
10 部 内
9 号

大臣、米大使会談議題(案)

昭和45.11.16
アメリカ局 15:00

1. 日米協議委員会(11月19日)議題案 ^{11:00}

- (1) 「返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸権限の日本国への移行を容易にするための合意」の承認。 ^{11.9}
- (2) 日本政府の昭和46年度沖縄復帰対策費に関する日本側の説明。 ^{670億円}
- (3) 「沖縄復帰対策要綱」に関する日本側の説明。 ^{11.20}
- (4) フリーゾーン。(山中長高希望)

2. 返還交渉関係 ^{△21132}

- (1) 米軍施設関係 - 是非返還を必要とする重要施設(例示として那覇空軍基地 - シビリアン空港とする。 ^{△Reloca 11月後} 那覇空港、マチナト住宅区域、石油施設。ほかにもあり。)
- (2) VOA - 総理御意向再説明(^{存在} 米側よりも発言したき由。)

前山三郎

中野の
855号

VOA

(3) 在沖米系外資企業

- (イ) 中小企業 - 関係各省にて実態に照らし解決を図るべく鋭意検討中(手続^{的に}は本土法令によるライセンス^{取得}が必要)。
- (ロ) 大企業 - 通産省とのマイヤログを維持すること肝要。
- (ハ) 課税の不遡及 - 復帰前に納税義務履行済みものは復帰後本土税法で遡及課税することはない。
- (ニ) 外貨送金 - 本土外資法上の認可をえた企業については問題はないと考えられる。

11.20

3. 米側提起案件(訓令待ちの趣)

- (1) 在本土米軍施設区域
- (2) 東南アジア援助
- (3) その他

9月9日... 54
12月15日... 10-9 (2) + 10-11
12/11

大臣9号222111